

香川県広域水道企業団契約規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 9 月 19 日

香川県広域水道企業団企業長 池 田 豊 人

香川県広域水道企業団企業管理規程第 21 号

香川県広域水道企業団契約規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団契約規程（平成 30 年香川県広域水道企業団企業管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（随意契約ができる場合） 第48条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、随意契約によることができる。 （１）～（７） 略 （８） 次に掲げる施設等において製作された物品を当該施設等から買入れる契約をするとき。 ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）、<u>同条第28項</u>に規定する地域活動支援センター（以下「地域活動支援センター」という。）又は同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、<u>同条第13項</u>に規定する就労選択支援、<u>同条第14項</u>に規定する就労移行支援又は<u>同条第15項</u>に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設 イ 略 （９）～（17） 略	（随意契約ができる場合） 第48条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、随意契約によることができる。 （１）～（７） 略 （８） 次に掲げる施設等において製作された物品を当該施設等から買入れる契約をするとき。 ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）、<u>同条第27項</u>に規定する地域活動支援センター（以下「地域活動支援センター」という。）又は同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、<u>同条第13項</u>に規定する就労移行支援又は<u>同条第14項</u>に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設 イ 略 （９）～（17） 略

附 則

この規程は、令和 7 年10月 1 日から施行する。